

ルートヴィヒ・ヘルトリング（イエズス会） 「列聖手続きの歴史に関する諸問題」

渡 邊 浩

訳者はしがき

本稿は Ludwig Hertling, S.J., “Materiali per la storia del processo di Canonizzazione”, *Gregorianum*, 16(1935), pp.170-195 の全訳である。materiale は文字通り訳せば「材料」, 「素材」であるが, ヘルトリング師が豊富な史的「素材」をもってここで示そうとしているのは, 列聖手続きの漸次的な発展である。しかし同時に, 各章のタイトルが示すように, 列聖手続きの歴史で問題となる諸点が取り上げられているので, 翻訳では「列聖手続きの歴史に関する諸問題」との表題を与えた。

本論文が発表されてから既に 80 年以上が経過している。文末, 略年表のはじめで, 師は新たな史料の発見によって歴史が書き換えられる可能性にふれている。必ずしも新たな史料の発見によるものではないが, 実際, 本論文の直後に発表されたクットナーの論考によって研究に大きな進展がもたらされることとなったⁱ。ヘルトリング師は本論文の冒頭で, 列聖手続きの歴史において一般に重要性を認められてきた年代として三つを指摘している。そのうちの一つ 1170 年は, 教皇アレクサンデル 3 世が列聖権を教皇権に留保した教書「アウディウィームス」が発せられた年とされている。この文書は具体的な日付を欠いていたため, 1170 年が正確な年代であったとは限らないが, 少なくともこの「アウ

ⁱ S. Kuttner, “La réserve papale du droit de canonisation”, *Revue historique de droit français et étranger*, 17 (1938), 172-228.

ディウィームス」を發したアレクサンデル3世が、列聖権を自らに留保した教皇とされ、1917年の『カトリック教会法典』（第2125条、1項）もそのような考えに立っているⁱⁱ。ところが、クットナーの研究以後、もともとスウェーデン王に宛てられた教導的な書簡ⁱⁱⁱからの抜粋である「アウディウィームス」が法的地位を獲得するのは、1234年の『グレゴリウス九世教令集』に収録されてから後のことと考えられるようになった。教皇権による列聖権の留保は60年余り後ろにずれて、グレゴリウス9世の時代の出来事となった。

1983年の『カトリック新教会法典』では、第1403条の1、2項のみが列聖手続きを扱っている^{iv}。その具体的手続きは、その1項に基づいて別途定められた教皇特別法、すなわち『新教会法典』と同時に発せられた使徒憲章 *Divinus Perfectionis Magister*^v に収められた法令において、詳しく述べられている。その前文では、ローマ教会が列聖を行ってきた歴史的経緯にもふられているが、列聖権の留保への明確な言及はなく、アレクサンデル3世の名前も登場しない。これらの公式の法令には明記されていないが、現在列聖省では1234年という年代が、教皇権が列聖権を留保した年代として受け入れられている。

このように、本論文にはその後の研究成果によって乗り越えられた見解が見られるものの、豊かな史料によって列聖手続きの歴史を概略的に描いた本論文は、この分野を新たに学ぼうとする者にはなおも有益である。ここに本論文を翻訳する理由があるが、関連する多くの概説書において本論文が参考文献として挙げられているのも同様の理由からであろう。

著者のルートヴィヒ・ヘルトリング師（1892-1980）はバイエルンのカ

ⁱⁱ ルイジ・チヴィスカ訳『カトリック教会法典』有斐閣、1962年、762-763頁。

ⁱⁱⁱ ヘルトリング師は、本論文（30頁）において、アレクサンデル3世からリジーヌ司教への返書と説明しているが、今日ではスウェーデン王宛てとする見解が受け入れられている。

^{iv} 日本カトリック司教協議会教会行政法制委員会訳『カトリック新教会法典』有斐閣、1992年、754-755頁。

^v *Acta Apostolicae Sedis*, 75 (1983), p.350.

トリック貴族の家に生まれた。19世紀末のドイツでカトリックの学術振興に寄与した「ゲレス協会」の設立者の一人で、ドイツ帝国の第7代帝国宰相を務めたゲオルク・ヘルトリングは師の伯父にあたる。師は18才でイエズス会に入会し、インスブルックやウィーンで学んだ後、インスブルックで教職に就き、ローマ教皇庁立グレゴリアーナ大学でも教鞭を取った^{vi}。専門は初期教会史および霊性神学である。師は主にドイツ語で著作を行なっているが[§]、いくつかの代表的著書は英語、フランス語、スペイン語訳などによっても広く読まれている^{vii}。また、列聖手続きや聖人崇敬と関連した論考としては、本論文の他にも数編がある^{viii}。

最後に、本論文の翻訳許可にあたっては、ローマ教皇庁立グレゴリアーナ大学神学部教授で *Gregorianum* 誌編集長の Henryk Pietras 師と法学部教授菅原裕二師のご厚意に与りました。この場をお借りしてお二人にお礼申し上げます。

凡例

- * 原文中の《 》, および () は訳文でもそのまま使用している。
- * 原文中では、見出しの書体, 本文中での重要語句・固有名詞・史料引用箇所[§]の強調, 脚注での文献表示などにイタリックが多用されている。

^{vi} L. Hertling, A. Bulla, *Storia della Chiesa*, Roma, 2001, p.5 (premessa alla VI edizione.)

^{vii} 例えば、グレゴリアーナ大学時代の教え子らによって英訳されている著書には以下のものがある。L. Hertling, E. Kirschbaum, *Le catacombe romane e i loro martiri*, Roma, 1949. [translated by M. J. Costelloe, *The Roman catacombs and their martyrs*, Milwaukee, 1956.] L. Hertling, *Geschichte der katholischen Kirche*, Berlin, 1949. [translated by A. G. Biggs, *A history of the Catholic Church*, Westminster, 1957] L. Hertling, “Communio und Primat”, *Miscellanea Historiae Pontificiae*, 7 (1943), 1-48, rev.edition in: *Una Sancta*, 17 (1962). [translated by J. Wicks, S.J., *Communio: Church and Papacy in Early Christianity*, Chicago, 1972.]

^{viii} “Statistisches zur Geschichte des Heiligentypus”, *Zeitschrift für Aszese und Mystik*, 3 (1928), 349-352. “Der mittelalterliche Heiligentypus nach den Tugendkatalogen”, *Zeitschrift für Aszese und Mystik*, 8 (1933), 260-268. “canonisation” in: *Dictionnaire de spiritualité*, t.2, Paris, 1953, cols. 77-85.

訳出にあたっては、見出しにはイタリックを用いなかった。文献表示は、慣例に従ってそのままイタリックを使用している。イタリックによる語句強調については「」に入れ、必要に応じて元の表記をルビで示した。《 》とイタリックによる強調語句については《 》内の語句にルビをふった。ただし、イタリックによる固有名詞の表記については元の表記をルビで示すにとどめた。また、史料引用箇所の子タリック箇所は傍点で示した。以上はおおよその対応であり、脚注の訳文においてはルビの使用を避けた。

- * 原文中のラテン語史料の引用箇所は訳文の後にラテン語原文を示した。
- * 原注の史料、文献等の表記は原則として和訳せず原文通りに記載した。脚注および本文における典拠への指示では、略号が多く用いられているが、分かりにくい箇所は〔 〕で補った。略号・記号の不統一については、整えた箇所もある。なお、〔 〕は原文中では使用されておらず、〔 〕に入れた語句はすべて訳者による補足である。
- * 固有名詞の表記については、主に、人名についてはラテン語、地名については現地語によっているが、必ずしも統一されていない。
- * 年号等の明らかな誤りは訂正した。

訳文

要約 — 列聖のより古い形態は移葬の中に含まれている。— 列聖手続きの起源は伝記の制作にある。入念な調査手続きは11世紀に始まる。— 列聖は始めから単独の人物によって行われたのではなく、普遍的教会によると見なされる形で行われた。いかにして、教皇の介入が皆から求められるようになるのであろうか。12世紀が始まると、既に教皇の介入がない列聖は存在しないとする見解が流布する。— 列福は17世紀の中葉まで列聖から区別される行為とはならない。

列聖手続の歴史では、一般に993年、1170年、1625年という年代が主要年代として強調されている。993年には《最初の荘厳な列聖》(アウグスブルク司教、聖ウダルリクスの子列聖)が挙行された。1170年にはアレ

クサンデル 3 世が教令「^{Audivimus}アウデイウィームス」([*Decretales Gregorii IX*] Tit. 45 de Reliq. et Ven. Sanctorum) によって《列聖を教皇に留保した》。1625 年にはウルバヌス 8 世が多くの教令によって《手続きを今日の形態へと変えた》。これらの年代はふつう列聖手続きの歴史の重要点と見なされているが、おそらく十分な理由なしにそうされている。実のところ、問題なのはかなり複雑で大変ゆっくりと発展した手続きであり、我々がこの論文で概略を描こうと望むのはそれである¹。

1. 移葬

移葬は、今日の列聖の儀式が発展する元となった中心であったが、それは初代教会の他の多くの敬虔な慣習と同様、まったく具体的で現実的な意味を持った行為であった。

初期中世では、この行為は「^{Elevatio corporis}亡骸の奉挙」あるいは「^{Translatio}移葬」と呼ばれている。どちらの言葉も死者の、異なる場所や特にミサの挙行にふさわしい場所への、二度目あるいは新たな埋葬を意味する。「奉挙」という言葉はおそらくどちらかというとも最初の墓を開くことを思い起こさせる。一方、「移葬」は新たな埋葬行為と、それに先立ち常に聖なる遺体とともになされていた盛大な行列をもほめかす。

¹ 我々は列聖手続きについての徹底的な歴史書を持ち合わせていない。豊かな歴史的素材はベネディクトゥス 14 世の著作 *de Beatificatione* [=*De servorum Dei beatificatione et de beatorum canonizatione*, Bononiae, 1734-38.] や、同様にボランディストの集成 (ASS) [=*Acta Sanctorum...*, Antverpiae, 1643-1940.] の中にも見いだされる。現存する列聖教書は大部分が *Bullarium Romanum* [=*Bullarum diplomatum et privilegiorum sanctorum romanorum pontificum Taurinensis Editio*, Augustae Taurinorum, 1857.] に、またより便利な版としては、Fontanini, *Collectio Bullarum [et Constitutionum ac Diplomatum quas Summi Pontifices ediderunt] in solemnibus Canonisatione Sanctorum*, Roma, 1752 に収められている。高く評価される著作は以下のものである。M. R. Toynbee, *St. Louis of Toulouse and the Process of Canonisation in the fourteenth century*, Manchester, 1929. Rudolf Hofmann, *Die heroische Tugend, Geschichte und Inhalt eines theologischen Begriffes*, München, 1933.

1120年の、つまり列聖手続きが既に長く発展をとげていた時期のある文書には、あの古い観念がなおも明確に述べられているのが見られる。実際そこには次のように書かれている。《多くの奇跡が起こったにもかかわらず、その聖人は今もお湿った土の中において、未だに泥くずから引き上げられていない》²。この言葉で意味されていたことは未だ列聖がなされていなかったということである。列聖のこの概念はかなり奇妙なある物語の原因でさえあった。聖ドゥロクトヴェウスの伝記には、いかにしてその墓が目に見えない力によって不思議にも持ち上げられたかが語られている。《その聖人の墓は動き始め、少しずつ地面から突き出て、祭壇を求め》³。トゥールのグレゴリウスはある似た物語を伝えている⁴。

このような新たな埋葬の儀式は可能な限り盛大に執り行われた。近隣の司教らが招かれたが、それは教会会議や司教の叙階や教会の献堂式の際に習慣となっていたことと同様である⁵。司教自ら⁶、あるいは少なくとも司祭が⁷墓を開いた。次いで司教がミサを挙げ⁸、聖遺物は盛大な行列によって運ばれ、そして新しい場所に安置された。新しい安置場所は以前と同じ教会の中にあることもあったが⁹、例えば主祭壇の後ろなど、より重要な場所であった¹⁰。そしてその場所は、そこに移動可能な棺を据えることで際立たされた。すなわち《通常は棺台を高く設置した lec-

² ソワッソンの聖アルヌルフス（†1087）の伝記、第3巻の序文。ASS. 15. Aug. p.254.

³ サン・ジェルマン・デ・プレの初代修道院長の伝記。Vita d. S. Droctoveus, n. 18; ASS OSB. [=Acta Sanctorum Ordinis Sancti Benedicti, Lutetiae Parisionum, 1668-1701], saec.I, p.257.

⁴ Glor[ia]. Confessorum]. 53, ML. [= J. P. Migne, *Patrologia Latina*, 1844-55], t.71, 867.

⁵ 既に461年トゥール大司教ペルベトゥスによってなされた聖マルティヌスの最初の移葬についてこのようにある。Greg. di T. Mir. S. Mart. I, 6, ML, t.71, 920.

⁶ 864年、ザンクト・ガレンの聖オトマルスの移葬。ML, t.121, 731.

⁷ 聖パティルデイスの移葬。ASS. 26. gennaio, p.362.

⁸ id.

⁹ Elevatio Reliquiarum S. Vedasti 852. ASS. 6. febbraio, p.814.

¹⁰ Acta elevationis SS. Agricolae, Lupi etc. 878, ASS. 17. Marzio, p.510.

ticam super de more erexit》¹¹。しかし、もっと重要なのは、それは絶対に必要とされたわけではないが、その同じ聖人に捧げられる祭壇であった。オトマルスは移葬の際にザンクト・ガレン教会の洗礼者聖ヨハネの祭壇の傍らに埋葬された¹²。しかし時には、新しい墓そのものの上に祭壇が作られた¹³。従って、移葬に対して与えられた許可は、新しい祭壇を建てる許可にも相当した¹⁴。

聖人の祝日は移葬とともに制定される。あるいは、祝日が制定されたために移葬が行われる。^{Anniversarium Translationis}《移葬の記念日¹⁵》は聖人の祝日そのものであり、もはや第二の祝日ではない。ヴェルツブルク（Herbipolis）では、^{San Burcardo}聖ブルカルドゥス（†754.2.2.）の祝日は命日ではなく、10月14日に祝われていた。というのは、986年のこの日に移葬が行われていたからである¹⁶。それゆえ、可能であるならば、移葬のためには聖人の命日が好まれる。9世紀末に書かれたトロワの修道院長、^{San Frodoberito}聖フロドベルトゥス伝には¹⁷、命日に移葬を行おうとした意図のあったことがはっきりと書かれている。しかし、命日は1月1日で、通常の祝日であったため、移葬は盛大さを控えて（minus celebris）行われることになるだろう。このようなわけで、移葬と祝日の日付として1月8日が選ばれたのである。

今日「^{Canonizzazione}列聖」と呼ばれているあの機能は、長い間「移葬」という名を持っていた。12世紀においても、^{S. Godehardo}聖ゴデハルドゥスの列聖についての報告は、「いかなる順序で我々の前述の証聖者の移葬がなされたか quo ordine translatio praedicti confessoris nostri facta fuerit¹⁸」を語る、とい

¹¹ id.

¹² Ratpert, casus S. Galli, MGH. SS. [=Monumenta Germaniae Historica, scriptores rerum germanicarum,] II, 71.

¹³ 1027年頃、ヴェルチェリの聖ボノニウスの伝記。ASS. 30. aug. p.629.

¹⁴ 《Requisistis iudicium》, Fontanini n.2, Canon. di S. Simeon d. Padolirone 1016: aedificate ecclesiam, collocate in ea eundem, iuxta quem altare consecrari rogare.

¹⁵ 例えば、852年、聖ヴェダストゥスの奉挙における表現。ASS. 6. febbraio. p.814.

¹⁶ MGH. SS. XV, 62.

¹⁷ ASS. 8. gennaio, p.512.

¹⁸ ASS. 4. Maggio, p.526.

う著者の誓約とともに始まっている。それどころか、続く時代にも、もとも「移葬」は特に盛大な葬儀に他ならないとする記憶が維持されていた。それゆえ「移葬」は「埋葬」^{Deposio}とも呼ばれ¹⁹、1200年頃に作成されたある移葬についての報告には、次のように書かれている。《彼らは感謝の行為とともに葬儀を執り行った Exequias cum gratiarum actione celebraverunt》²⁰。それから、《遺体が運ばれ、承認されるために ut corpus transferretur et auctorizaretur》²¹との表現には、古い観念が保たれているのがわかる。また、時には「遺体の列聖」^{Canonisatio corporis}とも書かれているが²²、それは1260年のアナーニのペトルス^{Petrus di Anagni}についての文書にある通りである²³。

我々は、列聖が果たす機能全体がかなり近い時代まで、いかにして時折「移葬」と呼ばれているかを見てきた。それでもやはり、「奉挙」^{Elevatio}、「列聖」^{Canonisatio}、「移葬」^{Translatio}は、異なる要素に従って、厳密な意味で区別される。このことは1102年より後に書かれたデンマーク王クヌードの報告に初めてはっきりと認められる²⁴。我々は手続の発展について、また特に手続において権限を持つ権威について語るとき、これら個々の要素を扱わなければならないだろう。

2. 列聖の権限を持つ権威

初めからもっぱら司教が権限を有しており、次いで教皇が一息にあるいは少しずつこの権利を司教から奪って自らに留保した、と考えるのはほとんど正しくないだろう。実際のところ、事情はもっと複雑で、いつでも教皇の他の特権の場合と同様である。

¹⁹ Iso Sangall. de mir. S. Otmari, ML, t.121, 731.

²⁰ Salome d. Niederaltaich; ASS, 29. Giugno, p.546.

²¹ 1149年、ヒルデスハイムのベルンワルドゥスについて。ASS. 26. ottobre, p.993, n.106.

²² 1204年、サーザヴァの聖プロコピウスについて。ASS. 4. luglio, p.146, n.49.

²³ ASS. 30. agosto, p.645.

²⁴ ASS. 10. luglio, p.134.

移葬，つまり新たな祝日の制定は，典礼上たいへん重要な行為であったため，少なくとも司教の権限を要請していた。カラ（シエル）の女子修道院長ヘギルヴィヒ^{Hegiluwich}は9世紀前半に，自分の修道院の設立者である聖なる王妃，バテイルデイス^{Bathildis}の移葬を行おうと思いついた²⁵。それは司祭たちによってなされた亡骸の厳粛な発掘とともに始まるが，その移葬自体のために，パリ司教が招かれている。852年の聖ヴェダストゥスの聖遺物の「奉挙」のためには司教の許可が求められている²⁶。そして860年に，ザンクト・ガレンの修道士たちは聖オトマルス^{S. Otmaro}の移葬を《自分たちの協議のみで suo tantum consilio》敢えて行おうとはせず，そのためコンスタンツ司教に依頼している²⁷。これらの事例の大部分において，司教自身が単独で行動しようとしていないのは，既に813年のマインツ教会会議が，いかなる者も君主，司教，あるいは教会会議の許可なく「移葬」を行ってはならないと定めていたからである²⁸。しかし，この決議では，列聖の有効性を一人の人物に依拠させるような，権限に関する正確な規定は与えられていない。実際のところ，中世の語法においては，助言^{Consilium}と許可^{Licentia}との間にはあまり違いがなく，《あるいは》^{vel}や《と》^{et}の小詞もほとんど同じ意味である。その決議が言おうとしているのは，列聖は自らの権威でなされるべきではなく，全教会との一致^{Res maior}においてのみなされるべき「重要事項」である，ということである。その決議は，古代の教会法において認められていた慣習に従って，どのようにこの一致が行われるのか，とりわけここで我々が領域君主や近隣司教や教会会議についてかに考えるべきか，述べてはいない。やはり古代の教会法の感覚において，我々は次のように付け加えるべきである。すなわち，より多くの権威が関わるほど権威はより高まる，と。それが意味するのは，全教

²⁵ ASS. 26. gennaio, p.362

²⁶ ASS. 6. febr. p.814.

²⁷ ML. t.121, 731.

²⁸ Mansi. [= J. D. Mansi, *Sacrorum Conciliorum Nova et Amplissima Collectio*, Venetia, 1774] XIV, 75, cap.51: Deinceps vero corpora sanctorum de loco ad locum nullus praesumat transferre, sine consilio principis vel episcoporum et sanctae synodi licentia. = De consecr. Dist. I corpora Sanctorum.

会がそれに広く関与すればするほど、列聖はそれだけ荘厳になり、ある意味ではますます効力を持つだろう、ということである。

個々の事例では、これら教会の共働を実現する方法に大きな違いが見られる。ツール司教Perpetuoペルベトウスは、461年に聖マルティヌスのS. Martino移葬を行うに際し、司教や近隣の修道院長らを集めている²⁹。聖セヴェリヌスの二度目の荘厳な葬儀、すなわち移葬は《ローマの座の司教、聖ゲラシウスの権威に基づき S. Gelasii Sedis Romanae Pontificis auctoritate》³⁰、ナポリ司教ヴィットリウスによって行われている。何人かの司教たちは移葬のために少なくとも修道院の院長らと司祭団を招いている³¹。レオメの聖ヨハネネスの祭壇（＝移葬）は、《司教たちの助言を得て consilio episcoporum》³²、修道士たちによって建てられている。864年に、コンスタンツ司教サロモは聖オトマルスのS. Otmaro「移葬」の問題を自分の司教区の会議に提起している。しかるに、813年のマインツ教会会議の決議以前にも以後にも、単独の司教による許可のみを語る報告も見いだされる³³。

こうした法的状況から、教皇による列聖への初期の介入例はただ偶発的な性格を持っていたことが理解される。当時司教たちはできる限り多くの司教たちを招こうと努めていたように、列聖に特別な威光を与えるため、それに教皇を関与させることも当然のことであった。これは、聖ボニウスの列聖（1027年頃）についての報告の中にはっきりと見られる。ヴェルチェリ司教アンデリクスはその聖人の死後すぐに彼の墓の上に祭壇を建てることを考えつく。彼がそのことを聖職者や民衆に知らせると、皆は司教が教皇（ヨハネネス19世）から使徒の権威を得るためローマへ行くべきことを決定する。それは《彼の決定が確かになり、信仰がより深くなり、至福なるボニウスの記念がいっそう盛んになるためであった ut rara fieret euis sententia, ut et religio esset devotior et

²⁹ Greg. di T. Mir. S. Mart. I, 6; ML, t.71, 920.

³⁰ Eugippius. c. 46; CSEL. [= *Corpus scriptorum ecclesiasticorum Latinorum*, Vienna, 1866-], 9. 65.

³¹ Greg. di T. Glor[ia]. Mart[yrum]. c. 51, 56; Glor. Conf. c.57, 80, 86.

³² シャルルマーニュの時代の報告。ASS. 28. gennaio, p.480. n.1.

³³ ML. t.121, 731.

beatissimi Bononii commemoratio celebrior》³⁴。新しい崇敬がより効果的な仕方^で公布されるために、彼らは教皇の承認を得ようと望んだことがわかる。我々はこうしたことが最初に行われたのはいつなのかははっきり言うことができない。なぜなら当時、だれもそのことで感激するほどの目新しさを、そこに認めていなかったからである。おそらく6世紀の聖セヴェリヌス^{S. Severino}の例は孤立的ではなかったろう。あらゆる手段を講じて、イタリアの首座大司教である教皇に依頼しようという考えは、《アルプスの北の人々》^{Ultramontani}よりもイタリア人たちの方にいっそう容易に生じたはずである。我々にそうした例を提供してくれる最初の《アルプス以北の人物》^{Ultramontano}は、恐らくトリーアの^{S. Celso}大司教エグベルトゥスであった。彼は978年に聖ケルススの聖遺物の「奉挙」を行い、それから次のように命じた。すなわち、聖人の命日、2月23日が祝日として祝われるよう、《使徒の権威によって命令した。Apostolica auctoritate mandavit》³⁵。これについての報告は恐らくすぐにトリーアの修道士テオドリクスによって書かれ、1006年になって奇跡録が付け加えられた。時の教皇はベネディクトゥス7世（974-983）であった。

986年の聖ブルカルドゥス^{S. Burcardo}の移葬についての報告には³⁶、ヴェルツブルク司教フーゴが移葬の考えを聖俗有力者の会議に提出しているのが見られる。その際、彼は《その当時はベネディクトゥスが務めていた使徒座の教皇による per summum sedis Apostolicae pontificem, qui tunc tempore era Benedictus》³⁷ 許可と皇帝の権威を頼りとしている。

³⁴ ASS. 30. agosto, p.629.

³⁵ ASS. 23. febr. p.406.

³⁶ 司教リストがフーゴ（†.990）で終わっていることから、990年以前にエギルヴァルドゥスによって書かれた。MGH. SS. XV. 62.

³⁷ ベネディクトゥス7世が既に983年に亡くなっていたように、ようやく984年に司教となったフーゴが教皇からその許可を得たことはあり得なかった。したがってホルダー・エッガーは教皇のその許可全体を全くの創作と考えている。しかし、矛盾に見えることを説明することは可能である。当時、教皇は次から次へと早々に引き継がれたので、容易に名前を間違えることはあった。とはいえもっとありそうなことは、教皇の許可が既に以前に、つまりフーゴの前任者によって求められていて、したがって許可状にはベネディクトゥスの名前があったという可能性である。

こうした法的状況からすれば、993年のラテラノ教会会議でヨハネス15世によって行なわれたアウグスブルク司教ウダルリクスの列聖は³⁸、当時、教会法学者にとって新奇な出来事ではなく、特別盛大になされた列聖にしか過ぎなかった。その後もなお教皇の権威が関わらない列聖は行なわれたし、またそれらは有効と見なされた。例えば1083年に、殉教者エウゲニウスの崇敬について、承認は教会会議の場でトンゲレン司教によってなされた³⁹。また、1131年の後にも、アキテーヌでソーヴ・マジュールの聖ゲラルドゥスの「移葬」が、司教、修道院長、聖職者、世俗君主の会議で行なわれている⁴⁰。1153年になってさえ、ルーアンとパリの大司教とサンリスの司教は、ランス大司教サムソンおよび他の司教たちと共同で、ポントワーズの修道院長、聖グアルテリウスの「奉挙」を行ない、この機会に贖宥を与え、そして祝日の日付を定めている⁴¹。

他方、既に11世紀以来、教皇のみが列聖を行う権限を持つ真の権威であるとする意見がいつそう普及しているのが見られる。

モンテ・カッシーノ修道院の文書局長ベトルス・ディアコヌスPietro Diacono（†1109）は彼の著作《修道院長、聖マルティヌスの生涯、移葬、奇跡 *Vita, Translatio et Miracula S. Martini Abbatis*》⁴²の中で次のような事実を語っている。ベネヴェントの君主アレクティスは730年に修道院長マルティヌスの「移葬」を思いつき、そこで司教ヨハネスに依頼する⁴³。司教は教皇の許可がなければそれを行なえない、すなわち《当時ローマの座を監督していた教皇の助言と許可なくこれを行うことは禁じられている *hoc sine consilio et licentia papae, qui tunc Romanae sedis curam gerebat, fieri dehortabatur*》と明言し、それでそうした許可は教皇に求めるよう要求する。—この報告が信じられるか否かは我々に関係ない。

³⁸ Fontanini, n.l.

³⁹ *Vita S. Gerardi abb. Bronensis*, ASS. 3. ottobre, p.308.

⁴⁰ ASS. 5. aprile, p.420.

⁴¹ ASS. 8. aprile, p.763.その文書は、1657年5月4日に墓を開いた折に見えられた。

⁴² ASS. 24. ottobre, p.837.

⁴³ ベネヴェントのヨハネス2世の在位は774年以前である。

しかし大いに重要なことは、ペトルス・ディアコヌスが教皇による許可の必要性について述べているという事実である。彼は1100年より前に書いた。それゆえ、この必要性についての彼の証言は確かにもっとも古いものであろう。だが、それがイタリアでの話しであることは常に考慮しておかなければならない。

1119年、教皇カリクストゥス2世臨席の下で開かれたランス教会会議で、ノワイヨン・トゥルネー司教ランベルトゥスは他の司教たちとともに、1087年に死去したスワッソンArnulfo di Soissons司教アルヌルフスが未だ《今日に至るまで泥くずから引き上げられて de luto fecis usque adhuc elevatus》いないという事実を嘆いている。ランスの大司教はこの問題を教皇の判断に委ねることを提案する。その後、スワッソン司教リズィアルドゥスがアルヌルフスの奇跡録を書き、その小品を1120年のボーヴェ教会会議に恭しく提出する。その会議でシャルトル司教ジョフロワは次のような意見を述べた。もし神が私の前任者たちの一人を通して多くの奇跡を行なったのなら、教皇や特使や大司教にぐずぐずと意見を求めたりせず、《しかし確信を以て神の聖人を、ふさわしくも、称揚するだろう sed tota constantia Sanctum Dei, ut dignus est, exaltarem》⁴⁴と。—1120年頃には、教皇の許可がふさわしいと見なされていたとはいえ、それを求める義務はまだ存在していなかったことが分かる。

コンスタンツ司教ウルリクスは、1123年より前に書いた聖コルラードゥス^{S. Corrado}⁴⁵の伝記の序文で、次のように主張している。彼の正式な列聖を得るために、すなわち《それが教会の慣習であるのだが、列聖を受けるといふ彼の名誉のために pro cuius Gloria, ut moris est ecclesiarum, canonizanda》、彼[ウルリクス]は幾度も書面で聖座に願い求めたが、聖座は彼に《相変わらずの判決を immutabilis sententiae responsum》与えた、と。その判決とは、全体的な会議で高位聖職者たちに聖人の伝記を読み聞かせる必要があるだろう⁴⁷、そしてこの者たちがその

⁴⁴ 聖アルヌルフス（†1087）の伝記、第3巻の序文。ASS. 15. Ag. p.254.

⁴⁵ 976年に死去。MGH. SS, IV, 429. ML, t.170, 865.

[⁴⁶ 本論文では、注46が欠落。]

⁴⁷ 当時の語法では、ここで普遍公会議を考える必要はない。

伝記を承認しなければならないだろう、というものであった。したがって推測されることは、既に当時いたところで、聖座に列聖を求める慣習が広まっていたということである。

聖ゴデハルドゥスの列聖^{S. Godehardo} (1132) に関する報告の中で、1128年、ヒルデスハイムの聖職者会議において、司教ベルトルドゥスがゴデハルドゥスを列聖するよう求められた様子が語られている。すなわち書かれているところによれば、《教会法の規定は、こうした問題においては神の教会によってしばしば確認されるような悪魔の惑わしがあるため、使徒の権威の介入なしに列聖することはまったく許されないと定めている。従って、我々の件は、(ローマから) 遠く離れていたために、大変長引いた》。また、他の箇所では、《神の聖人を全体的な会議で列聖するのがローマ教会の慣習である》と述べられている。—ここに初めて教皇のみに列聖の権限を求める教会法への言及が見いだされる。そしてこれは教令《オーディウィームス^{Audivimus}》の42年前に主張されているのである。

1170年のこの教令は次のような状況において公布された。リジュー司教は教皇アレクサンデル3世に、酔った状態で殺害されたある修道士が殉教者として民衆から崇敬を受けている様子を報告していた。アレクサンデルは次のように答える。この崇敬はやめさせられねばならない。たとえ多くの奇跡が生じようとも、《ローマ教会の承認なしに、その者を聖人として公に崇敬することはあなたたちに許されていない non licet vobis pro Sancto, absque auctoritate Romanae ecclesiae, eum publice venerari》⁴⁸、と。初期のボランディストたちは⁴⁹この箇所について以後たびたび繰り返される論評を行った。すなわち、《このような叙述形態は教令をなすのではなく、事実を広く知らしめたものである Haec loquendi forma decretum non facit, sed factum et vulgo notum supponit》、と。しかし、これはより古い教令が存在したはずだと言おうとしてはいけない。教令《オーディウィームス^{Audivimus}》はだれからも反対されることのない慣習に対する偶発的な承認以外の何ものでもない。

⁴⁸ [Decretales Gregorii IX] Tit. 45, *De Reliq. et Vener. Sanctorum*.

⁴⁹ Propylaeum [ad Acta Sanctorum Maii, Antverpiae, 1685], diss[ertatio]. 20. n. 6.

既にこれ以前、1143年に、皇帝ハインリヒ [2世] の列聖はエウゲニウス3世により、教会会議の関与なしで行われていた⁵⁰。

12世紀の半ば頃、権限に関する問題については、今や効力を持つ法へと到達した様子が理解できる。

3. 列聖の諸段階

古い「移葬」においても、列聖は常に同時に行われたとは限らない様々な行為から成り立っていた。我々は、どのように聖パティルディスの亡骸が司祭らによって掘り起こされ（「奉挙」^{S. Basilidis}）、そして18日も経た後に司教が「移葬」を行ったかを見た。オトマルスの事例では、最初の「移葬」^{Otmaro}は830年に行われていた。864年に二度目の移葬が行われねばならなかったとき、その問題はコンスタンツ教会会議の最初の議題となった。それからザンクト・ガレンで墓が開かれ、遺体が運び出された。ザンクト・ガレンのヴィボラルダの場合は^{Wiborada di S. Gallo}⁵¹、修道院長ヒットー（927年以後）がまず功績について判断を下し、それから埋葬の日に乙女らの徹夜の勤めを行うことと、朝課に墓の上でミサを挙げることを任務として課している。100年以上後の1047年、修道院長ノルベルトゥスはその聖女のために、教皇クレメンス2世がコンスタンツ司教テオドリクスの同席を得て《列聖を行い、彼女が聖女として認められるよう命じ、彼女の記念日が荘厳に祝われるよう定める canonizaret et pro sancta haberi praeciperet et anniversarium ipsius diem solemnizandum instituerit》⁵²という許可を得る。それに反してエッケハルトゥスは⁵³、《既に我々の時代までに彼女が二人の教皇によって聖人へと高められるよう定められた。そしてこれはノルベルトゥスのもとで（1047年）ついに成し遂げられた quod in Sanctam eam levare iam bis nostris temporibus per duos papas

⁵⁰ « Sicut per litteras », Fontanini n.10; Tametsi huiusmodi petitio nisi in generalibus conciliis admitti non soleat, auctoritate tamen S.R.E., quae omnium conciliorum fundamentum est, petitionibus vestris acquiescimus.

⁵¹ ASS. 2. maggio, p.296.

⁵² *Casus S. Galli* Cont. II c.6; MGH. SS. 2. II. 156.

⁵³ *Casus S. Galli* c. 3; MGH. SS. 2. II. 107.

decretum est, et sub Norberto (1047) tandem impletum》と語っている。
 トゥールの^{Gerardo di Toul}ゲラルドゥスの場合には、教皇レオ9世が1050年のローマ教会会議で《今後彼が聖人と見なされ、そして聖人として4月23日に祝われるよう ut ex hoc Sanctus habeatur et Sanctus coloatur nono Kal. Maias》⁵⁴定めている。

ここで生ずる疑問は、どの行為が本質的であると見なされたのか、「列聖の独自性を成す契機」はどれであったのか、また列聖に先行するいろいろな行為はどんな価値をもっていたのか、ということである。言い換えれば、後の列福と列聖との違いを予告するような、列聖の様々な行程や段階はいつどのように区別され始めるのか。実際、現在の列福は不完全な、初めの段階で中断された列聖なのではない。それは、列聖へ到る道のりの一つの行程ではあるけれども、完全な行為である。この点で現代の〔列福という〕用語は、なぜ《^{Sanctus}聖人》と《^{Beatus}福者》という言葉が中世において区別されていないのか、またそれらが列聖のそれぞれの段階の先にも後にも用いられているのかを考慮していない。ベネディクトゥス14世の《その崇敬は命令によって教会全体に拡大されるという点に、列聖の特質は確かにある ut eius cultus praeceptive per universam ecclesiam extenderetur in quo nimirum canonisationis natura consistit》⁵⁵という基準さえ中世には当てはまらない。

この問題については、^{S. Knud di Danimarca}デンマークの聖クヌードの列聖についての報告が参考になる⁵⁶。彼は1086年に死去し、1094年に最初の「奉挙」が行なわれた。国王エーリクは教皇ウルバヌス2世に使節団を派遣する。教皇は教会会議で使節の報告を聞き、《彼ら〔会議出席者たち〕は〔クヌードが〕既に天の至福なる殉教者たちの仲間に入れられたと判断する Beatorum in coelis iam Martyrum adscisci decernunt collegio》。それ以後、彼はクヌードという《不完全な》名ではもはや呼ばれず、聖人たちの目録にカヌートゥスとして登録される。使者たちは《今や疑いなく福者》たるカヌートゥスの保護のもとに帰還した。聖堂が建てられ、1112

⁵⁴ Fontanini, n.4.

⁵⁵ *De beatif.* I c.41. § 1.

⁵⁶ ASS. 10. luglio, p.134.

年に盛大な「移葬」が執り行われ、その場には年代記作者も居合わせた。ここから、決定的な行為はもはや移葬ではなく、教皇の判決であることがはっきりと見て取れる。

1149年、マインツ大司教ハインリヒはエアフルトで開かれた教会会議でヒルデスハイム司教ベルナルドゥスからの懇願に対し、聖ベルンワルドゥスの列聖を許可している。すなわち、《明らかなしるしのゆえに彼が天の聖人たちのうちに栄光を得ていることを我々は認めているのだから、あなた方はそれほどの司教を、聖務によって聖人たちとともに、少なくとも移葬を執り行って、すべてにおいて地上で盛大に称えるように *ut pontificem tantum, quem signis evidentibus inter Sanctos glorificatum cognovimus in coelis, cum eisdem officio ecclesiastico per omnia, excepta dumtaxat translatione solemniter honoretis in terris*》⁵⁷、と。——ここで問題となっているのは、いわば首都大司教が権限を持つ下位の段階での列聖である。しかし、同じ頃、枢機卿特使オクタヴィアヌスはヒルデスハイム司教ベルナルドゥスに、ヒルデスハイムの修道院長ミカエルからベルンワルドゥスのことで次のように求められたと書き送っている。《遺体移して承認を与え、彼の記憶が聖人の目録に入れられるようにしてください。目下私たちにはそのことに十分に応ずる能力がありません *ut corpus transferretur et autorizaretur, et in Sanctorum catalogo ipsius memoria haberetur: Super quo ad praesens sibi plenarie respondere nequivimus*》、と。特使は一時的な措置としてベルンワルドゥスの墓の上に祭壇が建てられることを認めている⁵⁸。確かに特使の決定も、この場合は教皇の権威によってなされた下位の段階での列聖である。——ベルンワルドゥスの荘厳な列聖は1192年に教皇ケレスティヌス3世によって行なわれた⁵⁹。

1167年、グランモン修道会の総長は修道会の創設者であるティエー

⁵⁷ ASS. 26. ottobre, p.992. n.103.

⁵⁸ ASS. ebd. p.993. n.106.ボランディストのヴァン・ヘッケは、これらの文書を出版した際、枢機卿特使の書簡はマインツ大司教の決定より後のことであると主張している。しかし、どちらの文書も同じ頃であろう。

⁵⁹ 教書 « Cum universorum conditor », Fontanini, n.24.

Stefano di Tiers

ルのステファヌスの「移葬」を執り行っている^{59bis}。しかし、彼の二人後の後継者ギラルドゥスは教皇クレメンス3世に（1187-91）《至福なるステファヌスの公開のために pro revelatione b.Stefani obtinenda》問い合わせを行い、その許可を得ている⁶⁰。

1131年より後、ソーヴ・マジュールの聖ゲラルドゥス（†1095）の「移葬」が多数の司教、修道院長、聖職者そして世俗君主の列席のもとで行われている⁶¹。その同じ聖人はその後、1197年に教皇ケレスティヌス3世によって列聖された⁶²。

これらの例から結果としてわかることは、少なくとも12世紀には列聖の様々な段階が区別されていたということである。《下位の段階での列聖》について語る代わりに、次のように述べる方がいいだろう。通常の方法による崇敬の導入と並んで、もっと権威のある特別な列聖方法もある。通常の方法による崇敬の導入は、現在の列福のように、より高い段階での列聖のための一行程ではない。実際、列聖は一般に崇敬の導入が先行することなくなされる。両者の違いは、前者にはついでに司教が権限を持ち、後者については教皇が権限を持った、というようなことには見いだされない。1149年のベルンワルドゥスの例で、いかにして教皇特使は移葬の許可を与えず、その代わり祭壇の建立を許したかを、我々は見てきた。その当時の法的状況は、1202年にインノケンティウス3世がグロセット司教に宛てた書簡から⁶³、とりわけはっきりと浮かび上がる。教皇はそこで、同司教の前任者がかつてアレクサンデル3世に問い合わせ、^{S. Geraldo di Silva-Maior} 隠修士マラヴァッレのグイレルムス（†1157 トスカーナにおいて）を列聖するよう懇願していたことを語っている。アレクサンデルは《適当な時期に tempore opportuno》そうすることを認めるつもりであったのだろう。《その間 interim》、^{Officium confessoris} 司教は教皇の命令に従って、自分の司教区で聖人の記念日を《証聖者の聖務》で祝わねばならなかった。

^{59bis} ASS. 8. febbraio, p.210.

⁶⁰ ASS. ebd. p.211.

⁶¹ ASS. 5. aprile, p.420.

⁶² « Sicut phialae », Fontanini, n.27.

⁶³ « Ex litteris fraternitatis », Fontanini, n.30bis, App. p.644.

教皇インノケンティウス3世は彼の前任者のこの命令を確認する。—返答において、教皇は疑いなく、求められたままにその先の行為へと進むのを拒否している。しかし、最初の行為、つまり崇敬の簡単な許可もまた教皇に由来しているのである。

従って、我々は当時の状況を次のようにはっきり述べることができる。列聖を教皇に求める慣習が始まって以来、教皇による列聖は当然のことながら最高のものと見なされた。しかし、教皇から発せられたそれぞれの崇敬許可がそのような最高の行為とは限らなかった。

それでは最高の列聖にかかわる固有の特徴とは何だったのだろうか。—12世紀にはこの点についての意見の一致はまだなかった。マインツ大司教の決定(1149)においては、「移葬」が決定的契機であった。しかしよそでは、「移葬」の後にも教皇による列聖が求められている。クヌート^{Cnut}の場合(1102)は、教皇の判決がより重要な要素であり、それに反して「移葬」は副次的な性格を持つのみである。墓の上に祭壇を建てることは、それが司教によって望まれたものであろうと教皇によるものであろうと、当時においてはおもはや最高の行為とは見なされていない。

従って、ベネディクトゥス14世が教会法の観点から列聖と列福との間の異なる特徴として確認したことを、歴史の問題における決定的契機として受け入れても、誤りを犯すことにはならないだろう。実際、彼は次のように書いた。列福と列聖の間の究極的な相違は、前者においては崇敬がただ認められているという事実にあるのではなく、特定の人々、修道会、地域に関わるその崇敬の制限にあるのでさえない。今日ではこの点において列福と列聖が区別されているのが事実だとしても、重要な点は《聖性についての最終で決定的な判決 *extrema et definitiva de sanctitate sententia*》⁶⁴なのである。

今日《最終的な判決》という行為は、形式の点でも極めて明白に示される。12世紀以前にはそうではなく、12世紀を通じてもそうではなかった。当時においてはただ、その後新たな判決がなされなかった、あるいはその後いかなる判決も求められなかった判決が、決定的なのであった。

⁶⁴ *De Beatifi.* I.d. 39 n.14.

従って、我々はこれまでの発展を次のようにはっきり述べることができる。10世紀半ばまでは、司教の決定、あるいはむしろ教会会議の決定が最終的である。それ以降は、そこに教皇が、始めは孤立した事例において、次いでますます頻繁に介入する。従って、教会会議によってなされた列聖は少しずつ最終的な決定という性格を失う。教会会議による列聖（確かに最終的な行為をなすという意図で行なわれた）の後にも教皇による列聖が求められた事例は移行過程を示している⁶⁵。同時に、司教からあるいは教皇から発せられてはいるが、明らかに最終的な判決たることを望まない行為が見いだされる⁶⁶。我々はこれらの行為のみを列福と見なすことができる。

従って、このように言うことができる。最初の明らかな列福はマインツ大司教と枢機卿特使オクタヴィアヌスによって行なわれたヒルデスハイムBernward di Hildesheimのベルンワルドゥスのそれ（1149）である。

12世紀の前半以後、教皇の判決は至る所で列聖手続きの最終判決と認められている。このように「移葬」という象徴的行為はその重みを失った。それは、教皇の決定が一般に聖人が眠る場所で行なわれないためでもあった。教会法の観点からは、崇敬の外面的行為はその重要性を失った。実際、一方では既に教令《Audivimusアウディウィームス》（1170）よりずっと以前に、いかに列聖がもっぱら教皇の権限と見なされているかがわかる。しかし他方では、教皇が少しも関与することなく、あるいは事前に照会を求めることもなく、（聖人の）新たな崇敬が引き続き導入されているのも見られる。故人は福者あるいは聖人の称号を授けられ、司教たちによって彼らの《Elatio sepulcri墓を高める行為》がなされた。彼らを称えてミサが定められ、彼らのための聖務は聖務日課書に書き入れられた。彼らの彫像は崇敬を受けた。彼らの肖像は聖人の光輪をもって描かれた。——これらの事柄はみなその同じ司教たちによって定められ、あるいは教区訪問の際に彼らの調査をへて承認された⁶⁷。今や列聖はもっぱら教皇の権限と

⁶⁵ Gerald d. Silva-Maior 1131 e 1197; Stefano d. Tiers 1167 e 1187.

⁶⁶ Bernward 1149 e Guilelmo di Malavalle 1159.

⁶⁷ これらはベネディクトゥス 14 世 ([*De beatificatione...*] II, c.23, n.1) が列挙した崇敬のしるしである。

なったので、前述の崇敬行為は不完全な列聖とさえ見なされなかった。それらは法的な価値を持たない行為であり、またそう信じられたように、教皇の判決に向けたいかなる判断材料ともならなかった。それでも、教皇の許可なく最近発見された聖遺物を崇敬することを禁じた [第四] Concilio Lateranense ラテラノ公会議 (1215) の決議 62 条がある。この決議は過度に狭い意味に解釈されたようであり、《発見された》聖遺物についてのみ当てはまるものと、また聖座によってまだ列聖されていない神のしもべの亡骸には関わらないものと、信じられた。この慣行はウルバヌス 8 世の諸教令まで維持されている。彼は一方で、教皇によってまだ列福されていない者たちに関するあらゆる崇敬行為を禁じた。しかし他方で、それまで存在してきた前述の崇敬行為に過去に遡って法的価値を与えた。実際、それらの教令によってかの神のしもべたちの古くからの崇敬は承認された。そして、彼らはこのようなやり方で、正式な列聖なくして、教皇により明確に列聖された者たちの威厳へと高められた⁶⁸。

教皇による列福に独立した行為と列聖への必要条件という近代の特徴が与えられるまでには多くの時間を要した。我々が引用した最も古い事例、すなわちベルンワルドゥス Bernward (1149) とマラヴァッレ Guilelmo di Malavalle のグイレルムス (1159 年より後) の事例は現在の列福には似ても似つかない。むしろそれらは、列聖が拒否されたか中断された一方で、臨時的に、あるいはほとんど申請者を慰めるために、教皇の許可がなくとも実行可能なくつ

⁶⁸ トレーバ (アナーニ教区) のペトルスの列聖に関するある文書 (ASS. 30. Agosto, p.645.) によれば、1215 年の決議について、最初からこうした解釈がなされているとは認められないように思われる。実際、引用箇所には、アナーニ司教が他の司教たちとともに《教皇インノケンティウス 3 世の会議以前に、自らが有していた権限に応じて、至福なるペトルスの亡骸を厳肅に列聖した ante tempus concilii Domini Innocentii Papae III, prout poterat, ipsius corpus beati Petri solemniter canonizzasset.》と書かれている。確かに、アナーニ司教は教書《アウディウィームス》によって作り出された法的状況を考慮し、最終的な列聖でないのであれば、少なくとも崇敬の許可を伴う移葬を執り行う権限をもっていると考えていた。ラテラノ公会議 (1215) の後、彼のこうした見解はもはや許されないように思われた。しかし、1215 年の決議のこのような意味での解釈が放棄されるのはもっと後のことと思われる。

かの崇敬行為が認められたというような事例である。この種の事例は15世紀まできわめて稀である。むしろ福者グレゴリウスGregorio Verulensis・ウエルンクレンシスの事例⁶⁹は異例ということになるだろう。語られているところによれば、インノケンティウス6世が彼のために1357年頃Breve Beatificationis《列福の小勅書》を出したらしい。この情報はある《略伝》の中に偶然見つかったものだが、それは初期のボランディストたちによって《最近発見されたもの》として伝えられ、1680年に彼らの手で出版されたものである⁷⁰。しかし、その略伝はたいへん疑わしい。

より信頼に値するのはアンドレア・コルシーニAndrea Corsiniについての情報である⁷¹。その死(1373)の直後、彼はフィエーゾレとフィレンツェで崇敬された。1440年、エウゲニウス4世と枢機卿アルベルガーティの後援のもと、フィレンツェで盛大な祝典が催され、その場でアンドレアは《聖人》Sanctusそして《福者》Beatusと呼ばれた。その後、パウルス2世は、フィレンツェの人々に請われ、当時の習慣にしたがって3人の枢機卿からなる委員会を設置した。委員会はその後、クレメンス8世、パウルス5世、ウルバヌス8世の下で活動を続けた。最後のウルバヌス8世が、1629年によく荘厳な列聖を行なった。

この事例に似ているのが、ドミニコ会士の福者、アンブロージョ・サンセドーニオAmbrogio Sansedonio(†1287)の例である⁷²。エウゲニウス4世が1442年3月から1443年9月にかけてシエナに滞在していた間に、彼はシエナ人であった前述のアンブロージョAmbrogioを列聖するよう依頼された。教皇はローマに戻った後に列聖を行なうと約束した。彼は仮の措置として、1453年4月16日の小勅書によって、《あたかも彼が聖人に列せられたかのように velut si sanctus esset canonizatus》ドミニコ会のローマ管区全域に祝日と聖務とを許可した。

ユリウス2世は同様の手続きにおいて⁷³、1512年に初めて、次の定式

⁶⁹ Bened. XIV[*De beatificatione...*], I. 20. n.17.

⁷⁰ [ASS.] Mai I, p.545 s.

⁷¹ ASS. 30. gennaio, p.1062.

⁷² ASS. 20. Marzo, p.245.

⁷³ Notker di S.Gallo, H.Canisius, *Thes[aurus] Monum[entorum ecclesiasticorum et historicorum...]*, ed. Besnage, IV, 797.

文を使用している。《しかし我々は以下のように希望する。これら…から、前述のノトケルスはそのために列聖されたと、あるいは別な方法で承認されたと見なされてはならない Volumus tamen, quod ex his...dictus Notkerus propterea canonizatus aut alias approbatus non censeatur》^{Guilelmo Cuffitella}と。同様の方法で、パウルス3世は1537年にグリエルモ・クフィテッラの祝日を認めた。《しかし我々は以下のように希望する。前述のグイレムスは先に報告されことのゆえに、列聖されたと見なされるべきでない Volumus autem quod dictus Guilelmus propter praemissa canonizatus non censeatur》⁷⁴と。

16世紀のこれらの文書では、《^{Beatus}福者》という言葉はまだ《^{Sanctus}聖人》という称号から区別される固有の称号とはなっていない。明確な区別はようやく17世紀になって、恐らくフランチェスコ・ディ・サル [サレジオ]^{Francesco di Sales}の手続きにおいて初めてなされる。このとき、典礼聖省(1661)の《^{Dubium}疑念》は次のように表明されている。《彼らは、彼が後に神のしもべの荘厳な列聖へと確実に到達しうるか否か、また差し当たり福者として認められるものと宣言されるべきかどうか、評議する An censeant, tuto quando-cumque deveniri posse, vel non posse ad solemnem servi Dei canonizationem, et interim indulgeri ut ^{Beatus} nuncupetur》⁷⁵。フランチェスコ・ディ・サル^{Francesco di Sales}の列福手続きには、もう一つ新しい事柄が認められる。というのも、その時に初めて公式にサン・ピエトロ大聖堂で荘厳な祝典が行われているからである。

4. 予審手続き

現代の予審手続きは、聖人の「移葬」を行なう前に信頼できる人物が奇跡録を添えた伝記を書くよう託された、という事実に起源を持つ。書き上げられた著作は司教あるいは教会会議によって調査され、そしてその承認の後で移葬が行なわれた。初期中世の《^{vitae Sanctorum}聖人伝》の大部分はこうしたやり方に起源を持った。アウグスブルクの^{S. Ulrico di Augsburg}聖ウルリクス^の予審

⁷⁴ ASS. 4. Aprile, p.380.

⁷⁵ Bened.XIV, *De beatifi.* I. 23. n.3.

手続き (993) は、ラテラノ教会会議によってなされた《生涯と奇跡に関する小冊子 *Libellus de vita et miraculis*》の調査に過ぎなかった。

しかし、既に中世初期に、口頭証言が集められていたことがわかっている。聖バティルデイスの「移葬」を行なう前に、パリ司教は開かれた墓と聖女の奇跡に関する報告を聴取している。すなわち《既に聞いたにもかかわらず、要請の動機を親切に尋ねた *causam assertionis, licet iam audisset, amicabiliter requisivit*》とある。

927年より後、ザンクト・ガレンの修道院長エンゲルベルトは聖ヴイボラルダの祝日の導入に先立ち、修道院の年長者たちの立ち会いのもと、聖女の兄弟である修道士ヒットーの報告を受けている。《彼は德行について語るべきことを持ち合わせていた *Rationem cum illo de virtutibus habuit*》。《德行》は主として奇跡であり、それらが修道院長に次のような確信を与えるのである。《彼女は神の前でどれほどの報酬とどれほどの名誉をもって称えられるに値しようか。というのも彼女は人間たちの中であって多くのしるしと德行で光り輝いているのだから *quanti meriti quantique honoris glorificatione ante Deum digna haberetur, quae tantis signis et virtutibus inter homines claresceret*》と。

カンベルレ (プルターニユ所在) の修道院長ベネディクトゥスは、ウルバヌス 2 世 (1088-99) に自分の前任者、院長グルルス (†1057) の列聖を決心するよう嘆願する。教皇は次のように答える。《それが安易に認められることはあり得なかった。なぜならいかなる聖人も、自らが目撃した奇跡を証言する証人がいなければ、またそのことが会議の完全な同意を得て確認されることがなければ、聖人の目録に書き加えられてはならないからである *Non eadem facilitate potuit concedi. Non enim Sanctorum quisque debet canonibus admisceri, nisi testes adsint, qui eius miracula visa suis oculis testentur et plenariae synodi firmetur assensu*》⁷⁶。ここに列聖の嘆願が拒否された最初の例と、奇跡のみに関わるものであるが、予めの調査手続きの必要性への最初の指摘が見られる。

⁷⁶ Mabillon, ASS. OSB. IX, p.109; Toynbee, p.137.

S. Nicolao Peregrino di Trani

トラニーの聖ニコラウス・ペレグリヌスの列聖に関する報告では⁷⁷、手続きのあり方は以下のように書かれている。トラニー司教ピザンティウスはローマ教会会議の場で《敬うべき人物ニコラウス venerabilis vir Nicolaus》（†1094）の奇跡についての報告を読みあげる。彼は教皇〔ウルバヌス2世〕にニコラウスを聖人の目録に登録するよう求める。教皇は司教に自ら行なうよう、また《十分に考えた上で maturiore deliberatione》主の前で正しいと認められることを決定するよう申し渡す。恐らく教皇は最終的な判決を避けたかったのであろう。いずれにしても、文書に書かれた伝記や、あるいは我々の事例が示すように、奇跡の一覧を提示するだけではもはや十分ではなくなった。

1120年の事例はさらに重要である。クリュニーを訪問した機会に、教皇カリクストゥス2世は修道院長ユーク^{Ugo}についての調査を行なう。《[教皇は] とりわけ至福なるユークの生涯と奇跡についてたびたび論じたとき、だれが書いたものであれ、これらについて乱雑に記した書き付けに気を配るのではなく、確かな者たち、すなわちクリュニーの集会室に出頭しその聖人について見聞したことを正しく証言する者たち、を喜んで受け入れた Dum inter cetera saepius ageret de vita et miraculis B. Ugonis, non quorumlibet chartulas super his profusius exaratas attendit, sed personas authenticas in medio Cluniacensis capitula praesentatas, de Sancto quae viderant et audierant validius attestatas, gratanter accepit》⁷⁸。— ここには、教皇が文書に記された聖人の伝記を要求する代わりに、自ら証言に耳を傾けている様子が見られる。しかし、インノケンティウス2世は、1134年にグルノーブル^{Ugo di Grenoble}のユークを列聖した折、《彼の生涯を調べ、奇跡を調査した上で cognita vita eius et auditis miraculis》、チェルトーザの修道院長ガイドに《至福なるペトロと我々の権威によって auctoritate B.Petri et nostra》知り得たことすべてを書く任務を⁷⁹、ともかく列聖の後であっても、聖人の生涯を描く任務を委ねた。

⁷⁷ ウルバヌス2世の教書。《Cum largiente Domino》, Fontanini, n.5.

⁷⁸ ASS. 16. ottobre, p.1125. 聖ユークの後継者、修道院長ポンティウスに宛てた修道士ユークの書簡。

⁷⁹ 《Divinis respondentes》, Fontanini, n.8.

当然ながら、教皇自身が直接証言を聞くことは例外的行為である。皇帝ハインリヒ^{Enrico}〔2世〕を列聖するため、教皇エウゲニウス3世は、ドイツへ向けて出発する特使たちに、バンベルクで皇帝の《生涯と奇跡について de vita et miraculis》調査を行ない、その報告を提出する任務を口頭で与えている。

このように手続きが重みを増すことで、1100年頃、真の調査手続きがそれまで通例であった伝記に取って代わった様子がわかる。マームズベリのウィリアム（†1140）は彼が書いたウルフスタン^{Wulstan}伝の中で不平を述べている⁸⁰。その聖人の墓の上で多くの奇跡が生じた成り行きを述べた後、彼はこう続ける。《確かにすべてが以前のように容易だったならば、既にずっと以前に奉挙が行われ、今では彼は聖人として祝われているだろう。（profecto, si facilitas antiquorum hominum adiuuaret, iam dudum elatus in altum Sanctus praedicaretur. [確かに昔の人々の安易さが助けとなっていれば、彼は大分以前に高所へと上げられ、聖人として公言されているだろう。]）しかし、用心という外套をまとった我々の時代の疑い深さは、たとえ目で見ることができ、手で触れることができても、奇跡を信じようとしない》。明らかに彼が急いだ件はローマでは好意的に受け取られなかった。ようやく1203年になって、ウルフスタン^{Wulstan}はインノケンティウス3世により列聖されたのである。

恐らく手続きは列聖の申請が増加したために困難となった。アレクサンデル3世はクレルヴォーの聖ベルナル^{S. Bernardo di Clairvaux}のために1174年に出した列聖教書において⁸¹、彼がフランスに滞在している間に、間もなくトゥールで開かれることになっていた教会会議（1163）で、ベルナルを列聖するよう頼まれたと語っている。教皇がこの件に関わっている間に、様々な地方から同様の請願を数多く受けた。すべての請願者を満足させることはできなかったため、教皇は不満を引き起こさないようにするためにベルナルの列聖をも延期した。従って、彼がこれを行ったのはずっと後の1174年で、アナーニに滞在していたときであった。

予審手続きのさらなる発展は、ブルージュ^{Guilermo di Bourges}のギョームのために1218

⁸⁰ ASS. 19, gennaio p.609.

⁸¹ « Contigit olim », Fontanini, n.15.

年にホノリウス3世によって出された教書に見られる⁸²。その教書は冒頭に、列聖のために何が必要とされるかを示す神学的説明を含んでいる。すなわち、勝利の教会で聖人であるためには行為のみで足りるが、[列聖のためには]《生前の敬虔な行為と死後の奇跡によるしるし *opera pietatis in vita et miraculorum signa post mortem*》が必要とされる。その調査の任務はオーセールの司教とシトー派の2人の修道院長に委ねられる。そして彼らは《我々の命令の趣旨に基づき、その者の素行と生活について、次いで奇跡について調査しながら *iuxta mandati nostri tenorem de illius conversatione ac vita, ac deinde de miraculis inquisitionem facientes*》手続きを進めなければならない。証人は最初に真実を述べる旨誓約を義務づけられ、そして報告書は封をして教皇に送られねばならない。—ここに初めて、死後の奇跡に関する手続きから明確に区別される徳行についての手続きが見られる。また、それまでは奇跡が手続きの主要対象であったが、徳行が奇跡と同等に扱われているのがわかる。

13世紀とともに文書で現存する一連の徹底的な調査手続きが始まる⁸³。1233年の聖ヒルデガルトの手続きにおいて⁸⁴、グレゴリウス9世はマイントの3人の高位聖職者に《彼女の生活、素行、評判、功績、そして奇跡、またあらゆる状況について全般的に *de ipsius vita, conversatione, fama, meritis, et miraculis et generaliter de omnibus circumstantiis*》調査するよう命じている。

ここに初めて、証人たちに尋問するときの基礎となる、調査手続きの際のいわゆる質問事項書が現れる。《評判について^{De fama}》は聖ヒルデガルトが生前に享受していた評判に関する調査を意味する。教皇、司教、聖ベルナルドらは彼女にどのように手紙を書いたか。《功績について^{de meritis}》は彼女のカリスマ性に関わる。《状況について^{de circumstantiis}》はパリ大学の博士らによって行われた彼女の著作の調査に関わり、調査者の中にはオーセールのギヨームがいた。カルトゥジオ会士、ノヴァーラのオドーについて1240

⁸² « *Etsi electi* », Fontanini, n.33.

⁸³ 手続きのリストについては Toynbee を参照。13世紀については242-3頁、14世紀については244頁。

⁸⁴ *Anal. Boll.* [= *Analecta Bollandiana*]. 2, 1883, 118-129.

年に行われた調査手続きでは⁸⁵、証人らは《生活、素行、活動、死、移葬、奇跡について de vita, conversatione, actibus, obitu, translatione, miraculis》^{Giovanni Buoni}尋ねられている。マントヴァのジョヴァンニ・ブオーニの手続き(1251-54)では⁸⁶、《生前の素行について de vitae conversatione》(すなわち禁欲、祈り方、隣人愛等について)、次いで《目に見えない霊から迫害を受けたか。現世の人間からの迫害について。信仰について。評判について an passus fuerit persecutionem a spiritu invisibili? de persecutione hominum temporalium; de fide, de fama》尋問が行われている。奇跡については常に正確な日付が尋ねられ、次いでその各々について、他の証人たちが存在するか、またそれらの奇跡は周知のことが尋ねられている。

ペニャフォルテのライムンドゥス(†1275)についての手続きは、奇跡についての文書を作成したタラゴナ管区会議(1279)から始まったように思われる。後にその文書はニコラウス3世に提出された《請願》^{Petito}の草案となった。その当時まで、請願を受けると、聖座が調査委員を派遣したり、当該教区の司教が委員を任命したりしていたが、《請願》^{Petito}に先立つ手続きはなされていなかった。ベネディクトゥス14世は前述の行為に《裁判権者による手続き》^{Processus Ordinarius}の最初の例を見ている⁸⁷。

マビヨンによって出版された「ローマ典礼書 XIV」^{Ordo Romanus}⁸⁸はなおもアヴィニヨンの時代に属すが、そこには調査手続きと列聖の儀式とに関する詳細な記述が見られる。この文書には初めて3人の枢機卿(司教、司祭、助祭)からなる委員会が現れ、それはその後、1588年にシクストゥス5世が手続きを典礼聖省に移すまで、あらゆる手続きにおいて繰り返し現れる。

手続きに関してさらにもっと詳細な記述は、1482年の聖ボナヴェントゥーラの手続き⁸⁹の際の、教会法学者パヴィニスのジョヴァンニ・フ

⁸⁵ *Anal. Boll.* 1, 1882, 324-354.

⁸⁶ ASS. 22. ottobre, p.771 ss.

⁸⁷ *De Beatif.* II, 3, n.4

⁸⁸ *Mus. Ital.* [= J. Mabillon, *Musaeum Italicum*, Paris, 1689] II, p.418.

⁸⁹ 全集の最後に採録。Opp. *Omnia S. Bonav.* t. VII. Moguntiae, 1609, p.802 sqq.

ランチェスコの極めて重要な「報告書」^{Relatio}に書かれている。ここで初めて、徳行に対する顕著な地位がスコラの枠組みの中で与えられている。これに対して、今日では決定的な契機とさえなっている《英雄的徳行》^{Virtù eroica}という用語は、ホフマンの確認によれば⁹⁰、ずっと後になって初めて見いだされる。すなわち、イエズスの聖テレジア^{S. Teresa di Gesù}の列聖手続きのために、サラマンカ大学によって1602年になされた請願においてである⁹¹。

略年表

拾い集めた素材に基づいて、列聖の歴史に関する手短な略年表を作ろう。すぐさま、ずいぶんとおかしな事実がわかる。決定的な年代の欠如である。発展全体が、偶然にあるいは無計画に進められた小さな歩みの連続のようである。——さて、もし《初めて》とか《二度目に》というような表現を用いるとするなら、我々はあらゆる歴史家と同様、《我々の今現在の知識によれば》と暗にことわりながらそうしているのである。実際、我々が引いた境界線を踏み越えるような証人はいつでも発見される可能性がある。

- 6世紀初頭（教皇ゲラシウス）：ある移葬（セヴェリヌス）に対する教皇の許可についての偶然の言及。
- 813年 —（マインツ教会会議，第51条決議）司教や教会会議の許可のない移葬の禁止。
- 864年 — 教区教会会議において《伝記》の公的調査がなされた最古の事例（オトマルス）。
- 927年 — 修道院長によって行なわれた調査手続きの例（ヴィボラルダ）。
- 978年 —（教皇ベネディクトゥス7世）新たな祝日の制定についての教皇の許可（ケルスス）。
- 986年以前（おそらく教皇ベネディクトゥス7世）移葬についての教皇の許可（ブルカルドゥス）。

⁹⁰ [Rudolf Hofmann,] *Die heroische Tugend*, 1933, p.154.

⁹¹ ASS. 15. ottobre, p.350.

- 993年 — (教皇ヨハネス15世) 現存する最古の列聖教書 (ウダルリクス)
- 1047年 — (教皇クレメンス2世) 927年よりずっと以前になされた盛大な移葬の後の, 教皇による列聖 (ヴィボラルダ)。
- 1050年 — (教皇レオ9世) 全教会に向けて出された最初の列聖教書 (トゥールのゲラルドゥス)
- 1088-1099年 — (教皇ウルバヌス2世) 《証人がいない場合の nisi testes adsint》列聖の拒否 (ゲルス)。
伝記の作成のみでははや十分ではない (トラーニのニコラウス)。
- 1100年頃 — 移葬に関する教皇の独占的権限についての最古の証言 (ペトルス・ディアコヌス)
- 1102年 — (教皇パスカリス2世) 教皇の判決が決定的であり, 移葬はその後になされる (カヌートゥス)。
- 1123年 — 教皇による列聖が広く必要と認められる (コンスタンツのコルラードゥス)。
- 1132年 — 上記の意味における《教会法の法規》への最初の言及 (ゴデハルドゥス)。
- 1132年 — 列聖の手続き全体が相変わらず移葬と呼ばれている (ゴデハルドゥス)。
- 1140年 — 列聖が以前よりも困難になったとするマームズベリのウィリアムの不平。
- 1145年 — (教皇エウゲニウス3世) 教皇特使によってなされた調査手続き (皇帝ハインリヒ [2世])。
教会会議によらない最初の列聖 (皇帝ハインリヒ [2世])。
- 1149年 — マインツ大司教とエウゲニウス3世の特使が《移葬なしに excepta Translatione》崇敬を承認 (ベルンワルドゥス)。列福の前触れ。
- 1153年 — 教皇の介入なしになされた列聖の最後の例 (ポントワーズのゲアルテリウス)。
- 1159年 (以後) (教皇アレクサンデル3世) 教皇による崇敬の承認のみでははや列聖としての価値を持たない (マラヴァツレのグイレルムス)。

- 1160年 — 《遺体の列聖》^{Canonisatio corporis} との表現がなおも見られる（アナーニのペトルス）。
- 1163年 —（教皇アレクサンデル3世）列聖を得ようとする《多くの請願》^{Multae petitiones}。
- 1170年 —（教皇アレクサンデル3世）教令《アウディウィームス》^{Audivimus} が、教皇のみが列聖をなし得るとする慣習を周知のこととして明示する。
- 1191年 —（教皇ケレスティヌス3世）修道会のためになされた最初の列聖（シトー修道会。タランテーズのペトルス）。
- 1215年 —（教皇インノケンティウス3世）第四ラテラノ公会議、第62条決議が新しい聖遺物の崇敬について教皇の承認を求める。
- 1218年 —（教皇ホノリウス3世）調査手続きが、委任を受けた3人の高位聖職者により、徳行と奇跡に分けて行なわれる（ブルージュのギヨーム）。
- 1233年 —（教皇グレゴリウス9世）調査手続きにおいて初めて《質問事項書》^{Articuli} が現れる（ヒルデガルト）。
- 1279年 —《裁治権者による手続き》^{Processus Ordinarius} の最初の痕跡（ペニャフォルテのライムンドゥス）。
- 14世紀：「ローマ典礼 XIV」^{Ordo Romanus}、3人の枢機卿からなる委員会。
- 1351年 —（教皇クレメンス6世）ある地域のみを対象とした最後の列聖教書（カーサ・デイのロベルトゥスについて、ル・ピユイ司教に宛てられた）。
- 1482年 —（教皇シクストゥス4世）手続きについての詳細な記述。徳行についての規範（ボナヴェントゥーラ）。
- 1512年 —（教皇ユリウス2世）《列聖されたものと見なされてはならない Canonizatus non censeatur》との最初の定式文が現れる。列聖と列福の公式な区別が始まる（ノトケルス）。
- 1513-21年 —（教皇レオ10世）証聖官^{Promotor Fidei} についての最初の言及（ロレンツォ・ジュスティニアニー）。
- 1588年 —（教皇シクストゥス5世）典礼聖省が列聖手続きの任務を負う。
- 1602年 —（教皇クレメンス8世）《英雄的徳行》^{Virtus heroica} という表現が初めて現

れる（イエズスの聖テレジア）。

1625年 — 教皇ウルバヌス8世の諸教令。教皇の列聖権以外の権限に関する最後の名残が廃止される。

1631年 — (教皇ウルバヌス8世) 《証聖官》^{Promotor Fidei}の活動が不可欠となる。

1661年 — (教皇アレクサンデル7世) 《差し当たり福者として宣言される ut interim Beatus nuncupetur》との定式文が初めて現れる(フランチェスコ・ディ・サール)。福者の称号がようやく公式に。

1662年 — (教皇アレクサンデル7世) 最初の荘厳な列福式がサン・ピエトロ大聖堂で行なわれる(フランチェスコ・ディ・サール)。

1668年 — (教皇クレメンス9世) 列福の後には、奇跡のみが問題とされる。

1700-21年 — 教皇クレメンス11世, 《証聖官》^{Promotor Fidei}の職務を《会計官》^{Advocatus Fisci}の職務から分離。プロスペロ・ランベルティーニが最初の《証聖官》に。

— 列福に先立ち, 《確実に列福へと進み得るか an tuto procedi valeat ad Beatificationem》という問題のみが扱われる。列福と列聖の完全な分離。列福調査の現在の形態に到る。

1771年 — (教皇ベネディクトゥス14世) 列福と列聖はサン・ピエトロ大聖堂のみで行なわれる。

1913年 — (教皇ピウス10世) 《尊者》^{Venerabilis}の称号は教書《徳行の承認について》^{De appr.virt.}の後でのみ認められる。かくして《尊者》の称号は(第三の)公式の称号となった。

要約すれば以下のように言うことができる。列聖はカトリック教会に《導入》されたのでは決してない。つまり列聖は、列聖やその各局面に始点を与えたような一つの法的行為によって作られたのでは決してない。それはむしろ、カトリック信仰の一部であり、常に生き生きと存続していたものである。数世紀の経過のうちに、それはいくらかの特殊な事例の中で法的体系化を受けた。しかし、一般に法の制定は慣習を追認する形をとった。

列聖は常に教会コミュニティの任務と見なされていた。古い時代には、だれがコミュニティの代弁者として権限を持つのかなおも曖昧で

あった。司教が、単独で、あるいは他の司教たちとの協議のうえで、持つのか。それとも教皇が開く会議、あるいは教皇のみが持つのか。もしもその後、教皇がこの権限を自らのみに留保したとすれば、これが生じた理由は、教皇が他の権威を押し退けてこの任務を自分のものにしようにとし、その結果それを手に入れたのではない。むしろ、一般的に、教皇の権威を列聖に関与させることで、それぞれの列聖にできる限り大きな重要性を与えようと期待したためであった。この点に関して意義深いことは、教皇権に対する訴えがもっとも頻繁になり始めたのは、聖座が《中央集権的》傾向や立法的な能力を全く示していなかった時代であった、ということである。教皇の活動は、少なくとも我々が知り得る範囲では、むしろ10世紀後半に始まり、ベネディクトゥス7世やヨハネス15世など、《ごく平凡な》教皇の名に結びつけられる。確かに、もっと後になると、エウゲニウス3世、アレクサンデル3世、インノケンティウス3世、グレゴリウス9世、シクストゥス5世、ウルバヌス8世、ベネディクトゥス14世らの偉大な教皇が、他の重要な教会業務に対してと同様、列聖手続きに対しても彼らの立法活動の痕跡を残した、と言えるのである。

